

企業向けレストラン貸会場利用規約

(懇親会、歓送迎会、表彰式、入社式等)

第1条 総則

1. 本利用規約（以下、「本規約」という。）は、当施設（以下、「本施設」という。）の貸会場サービスをご利用いただくにあたり、使用者（以下、「利用者」という。）と本施設を管理する者（以下、「管理者」という。）との間で適用されるものとします。
2. 利用者は、本規約に同意の上で本施設を利用するものとします。

第2条 キャンセル規定

1. 利用者が予約をキャンセルした場合、以下のキャンセル料を申し受けます。
 - 使用開始日の 60 日前～31 日前：最低保証料金の 50%
 - 使用開始日の 30 日以内：最低保証料金の 100%
2. 最低保証料金等
 - 本施設利用に際し、人数及びメニューに関わらず、最低保証料金として以下の金額を申し受けます。
 - 半日の使用開始日が平日（金曜日を除く）：500,000 円（税込）
 - 半日の使用開始日が金曜日もしくは土日祝日：700,000 円（税込）
 - 終日貸し切りは全日：1,000,000 円（税込）

第3条 利用申込書

1. 本施設の利用申込書は、利用日の 40 日前までに提出してください。

第4条 人数およびメニュー確定

1. 利用者は、利用日の 14 日前までに参加人数およびメニューを確定してください。

第5条 利用時間

1. 本施設の基本利用時間は 2 時間制とします。
2. 延長する場合、15 分ごとに 1 名あたり税込 1,000 円の追加料金が発生します。
3. 他の予約に影響が出る場合、延長をお断りすることがあります。

第6条 支払い条件

1. 支払い方法は以下から選択いただけます。
 - 当日払い
 - 前払い
 - 後払い（当月末締め・翌月末払い）
2. 振込手数料は、振込者の負担とします。

第7条 反社会的勢力の排除

1. 利用者は、自己（法人の場合は代表者、役員または実質的経営者を含む）が暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2. 利用者が反社会的勢力に属することが判明した場合、管理者は催告なく契約を取り消すことができます。
3. 反社会的勢力との関係が原因で契約が取り消された場合であっても、管理者は一切の損害賠償責任を負いません。
4. 管理者が第2項の規定により利用契約を取り消した場合、利用者は、取消しの時点に応じて第2条第1項に規定するキャンセル料を支払うものとします。

第8条 損害賠償

1. 利用者の責任により、本施設内外の建造物、設備、備品を汚損・毀損・紛失した場合、利用者は原状回復またはその費用を賠償するものとします。
2. 利用者が他の利用者や施設関係者、来館者に損害を与えた場合、当該損害を賠償してください。
3. 管理者の故意または重過失を除き、管理者は損害賠償の責任を負いません。

第9条 使用の制限

1. 以下の場合、管理者は予約の取り消しや使用の中止を行なうことがあります。
 - 申込書の記載内容（使用者、使用目的、使用内容等）が事実と異なる場合
 - 本施設の利用権を第三者に譲渡または転貸した場合
 - 本規約や管理者が定める規則に違反した場合
 - 風俗営業法に違反するおそれがある場合
 - 署名活動や執拗な勧誘、キャッチセールスなどが行われる場合
 - 原状回復が困難と管理者が判断した場合
 - 公序良俗や法令に違反するおそれがある場合
 - 他の利用者や周辺環境に迷惑をかけるおそれがある場合
 - 反社会的勢力の排除に抵触する場合
 - その他、管理者が施設運営上支障があると判断した場合
2. 上記に該当する場合、入金済みの料金は返還されず、追加料金が発生する場合があります。

第10条 免責及び損害賠償

1. 不可抗力による使用停止
 - 天災、火災、その他不可抗力によって利用が困難になった場合、支払済の利用料金を返金しますが、これに伴う損害賠償は負いません。
2. 緊急事由による使用停止
 - 行政機関からの要請により施設利用を中止する場合、支払済の利用料金を返金しますが、損害賠償は負いません。
3. その他の事由による使用停止
 - 管理者の都合により施設利用を中止する場合、支払済の利用料金を返金します。ただし、故意または重過失による場合を除き、損害賠償は負いません。

第 11 条 規約の改定

1. 本規約は必要に応じて改定される場合があります。改定後の規約は、管理者が通知または公表した時点から効力を有します。

以上

令和 年 月 日

会社名 /

住 所 /

お名前 /

印